

6 医計第 598 号
令和 6 年 11 月 8 日

各 保 健 所 長 殿

保 健 医 療 局 長

病床整備計画に係る留意点について（通知）

病床整備計画における進め方として、令和 6 年 9 月 3 日付け 6 医計第 4 4 6 号で「病床整備計画の考え方」を示しましたが、今後地域で協議する上での留意点を別添のとおり整理しました。

つきましては、本通知の取扱いを踏まえ、地域医療構想推進委員会等において病床整備に関する協議を行っていただきますようお願いします。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会、一般社団法人愛知県精神科病院協会、公益社団法人愛知県看護協会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会、愛知県保険者協議会、政令市長及び中核市長には、別に通知しております。

< 参考：今後のスケジュール（予定） >

- ・ 令和 6 年 11 月 25 日～12 月 13 日 病床整備計画受付
- ・ 令和 7 年 1 月～2 月 各構想区域地域医療構想推進委員会
- ・ 2 月 10 日 県単位地域医療構想推進委員会
- ・ 3 月 14 日 県医療審議会医療体制部会

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ

電 話 052-954-6265

電子メール iryo-keikaku@pref.aichi.lg.jp

病床整備計画の留意点について

1 概要

- 今後の病床整備については、「基準病床数」と「地域医療構想における必要病床数」の整合性を図りながら、「地域医療構想の達成に向け不足する医療機能」の整備を進めて行くことが重要である。
- ついては、地域で医療連携体制の充実が図られるよう、県医療審議会医療体制部会において、「**病床整備に関する考え方**」が示され、**2次医療圏において真に必要とする病床整備を進めていくこととした。**

2 病床整備計画を地域で協議する上での留意点

- (1) 「病床整備に関する考え方」では、原則、構想区域（2次医療圏）の不足する医療機能に係る病床の整備を対象としている。
- (2) 「愛知県病院開設等事務取扱要領 第4（審査基準）⑤」では、地域医療構想の推進に反していないことを求めている。

- 上記、(1)及び(2)の規定により、「**病床整備に関する考え方 1 ただし書き**」において規定する病床の整備を行う場合は、地域医療構想の推進に反していることを鑑み、**病床の必要性がわかる客観的資料の提出***を求め、地域医療構想推進委員会でその必要性について特に慎重に検討を行うとともに、**承認とする場合においては、「構想区域において不足する医療機能ではないが、必要と認められることからやむを得ない」等の意見を付すこととする。**
- なお、地域医療構想推進委員会で意見が付された病床整備計画については、県医療審議会医療体制部会において審議を行い、病床整備の可否等を決定する。
- また、新たな地域医療構想の方針等が示されるまでは、現行の地域医療構想の考え方に基づき、病床整備を進めることとする。

※病床の必要性がわかる客観的資料の提出（例）

- 医療機能は不足していないが必要とする理由
「患者の将来推計」、「医療機能別の病床稼働率」、「平均在院日数」などを用いて説明すること。
(原則、使用するデータはDPCデータなどオープンデータを用いること。)
- 医療従事者の確保計画（地域等に影響を及ぼさない） 等